

～改葬許可について～

- ・ お寺や墓地に埋葬されている遺骨や遺体を、他のお寺や墓地に移すこと「改葬」と言います。
- ・ 改葬には、市区町村で発行する「改葬許可申請書(改葬許可証)」(以下、【A】)が必要です。
- ・ 申請は、現在遺骨が埋葬されているお寺等が所在する市町村役場で行います。

<許可証発行の流れ>

- ① 現在遺骨が埋葬されている墓地の所在地が富士川町にある場合、富士川町役場戸籍担当で【A】を受け取り、必要箇所にご記入、押印してください。
- ② 現在、遺骨が埋葬されている墓地の管理者から、【A】に証明(墓地管理者の住所・氏名の記入、押印)を受けてください。
- ③ ②の証明を受けたら、【A】を富士川町役場戸籍担当に提出し、富士川町長の証明を受けてください。
- ④ 新しく埋葬するお寺等へ完成した【A】を提出してください。

注意事項

- ・ 修正する場合は、二重線と訂正印で行ってください。(修正テープ等不可)
- ・ 納骨されている遺骨一体につき、改葬許可申請書(改葬許可証)が一枚必要です。
- ・ 死亡者の本籍、住所、氏名等、各項目を分かる範囲で正しく記載してください。
- ・ 本籍、住所等、所在地の記載はすべて県名からご記入いただき、地番の記載は省略せずにご記入ください。
- ・ どうしても不明な部分、また不明確な項目がありましたら「不詳」と記載してください。
※ただし、ほとんどの項目が「不詳」となっている場合には、証明できないこともありますのでご了承ください。

※郵送で手続きする場合

改葬許可申請書(改葬許可証)と併せて 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカード等)と、切手を貼った返信用封筒 を同封してください。

改葬許可申請書

修正する場合は、必ず二重線と訂正印により行ってください。
修正テープなどでの修正は認められません。

死亡者	本籍	山梨県南巨摩郡 ~ ○○○番地○○
	住所	山梨県南巨摩郡 ~ ○○○番地○○
	氏名	富士川 太郎
	性別	Ⓞ男 · 女
	死亡年月日	明治41年 1月12日
埋葬又は火葬の場所		※現在埋葬(収蔵)している墓地又は納骨堂の所在地を記入
埋葬又は火葬の年月日		明治41年 1月13日
改葬の理由		管理が困難なため等 ※火葬が伴う場合は、遺骨を火葬し、新墓地へ移転のため等
改葬の場所		○○県△△郡 ~ ●●番地 等..
申請者	住所	○○県◆◆郡 ~ ●●番地△
	氏名	富士川 三郎
	性別	男
	死亡者との続柄及び 墓地使用者等との関係	死亡者との続柄： 子の子 / 墓地使用者との関係： 本人

上記のとおり、改葬許可を受けたく墓地埋葬等に関する法律第5条第1項により、申請いたします。

① 申請者が枠内を記入

山梨県南巨摩郡富士川町長 様

申請者 氏名 富士川 三郎

※シャチハタ不可
印

上記埋葬の事実を認めます。

② 墓地管理者に証明してもらう。

墓地管理者 住所
氏名 印

上記許可する。

①・②が記入されたものを確認し、 ③役場で証明する。

山梨県南巨摩郡富士川町長

④改葬先へ提出する。

①～④の手続によって墓地を改葬することができます。